

山形市有屋内体育施設の一部利用制限等について

緊急事態宣言発出後も、新規感染者が引き続き発生していることから、施設利用に係る感染拡大防止を図るため、これまでの対策に加え、下記のとおり市有施設（屋内運動施設）の一部利用制限を実施しますのでお知らせします。

1 一部利用制限する施設

施設の名称	期間	制限の内容
山形市総合スポーツセンター ※		
第二体育館、武道場、弓道場、きらやかスタジアム屋内練習場（第一体育館は工事のため閉館中）	4/2～11	・期間中の利用に係る新規受付を停止（3/31までに予約済みの場合は使用可）
屋内プール	4/2～11	・期間中の利用に係る新規受付を停止（3/31までに予約済みの場合は使用可） ・期間中の個人利用を停止
トレーニングルーム	4/2～11	・期間中の個人利用を停止
市内体育館等 ※		
福祉・南部・江南・沼の辺体育館、弓道場	4/2～11	・期間中の利用に係る新規受付を停止（3/31までに予約済みの場合は使用可）

※ 従来からの対策を継続するもの

- ・屋内プール、トレーニングルーム以外の個人利用の停止
- ・更衣室等の利用不可、施設利用時の名簿記入、飲食等の禁止
- ・各競技団体等が策定する感染防止対策に関する指針等の遵守

2 その他

- ・緊急事態宣言期間が延長されるなどした場合には、制限期間を変更する場合があります。

指定管理者：（公財）山形市スポーツ協会